

	不妊検査・ 一般不妊治療	特定不妊治療			不育症
		令和4年3月31日以前に開始 した治療への経過措置	令和4年4月1日以降に開始した治療		
			先進医療・審議中の技術への 補助	自己負担額(先進医療分以外 を含む)への補助	
広島県	○	—	○	○	○
広島市	—	—	—	—	○
呉市	○	—	—	—	○
竹原市	○	○	○	—	○
三原市	○	○	○	—	○
尾道市	○	—	○	—	—
福山市	○	—	○	○	○
府中市	○	—	○	○	○
三次市	○	○	○	○	○
庄原市	○	○	○	—	○
大竹市	—	○	○	—	—
東広島市	○	○	○	—	○
廿日市市	—	—	○	○	—
安芸高田市	○	—	○	○	—
江田島市	○	—	○	—	—
府中町	○	○	○	—	○
海田町	○	—	○	○	○
熊野町	○	○	○	—	○
坂町	○	○	○	○	○
安芸太田町	○	○	○	—	○
北広島町	○	—	○	○	○
大崎上島町	—	○	○	—	—
世羅町	○	—	○	○	—
神石高原町	○	—	○	○	○

●一般不妊治療・・・タイミング療法, 薬物療法, 人工授精, 一般不妊治療を目的とした男性不妊治療

●特定不妊治療・・・体外受精, 顕微授精, 特定不妊治療を目的とした男性不妊治療